

広島県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
勝島歯科医院	尾道市高須町原田三七〇〇番地 三	令和五年二月二日
若宮調剤薬局	尾道市三軒家町六番地六	令和五年二月二日
なべか薬局有限公司	尾道市新高山三丁目一七〇番 二四八号	令和五年二月二日
こぶしの里クリニック	庄原市東城町川東一五二番地四	令和六年一月二日
みるく薬局	東広島市西条町寺家後谷三二二 七番地一	令和六年一月二日
ひろしまこどもクリニック	廿日市市宮内四四七八番地一 一階	令和六年一月三日
三島歯科医院	廿日市市廿日市二丁目二番一四 号	令和五年二月二日
安藤歯科医院	廿日市市対巖山二丁目一四番一 二号	令和六年一月三〇日